

## 新型コロナウイルスワクチン接種についてお知らせ ～ 令和5年度の接種方針について ～

- 新型コロナウイルスワクチン接種について、令和5年度の方針が明らかになりましたので、その概要をお知らせします。
  - 令和5年度の接種方針については、年頭より国において検討が行われており、正式には今月上旬に決定する予定です。  
これまで明らかになった内容(詳細は別紙)によれば、令和4年度末としていた国のワクチン接種事業期間は1年間延長し、**令和6年3月31日まで**となる見込みであり、接種に係る公的助成が継続しますので、**自己負担はありません**。
  - 接種は**感染による重症者を減らすこと**を目的として、次のとおり、対象者によって接種時期と回数を区切り、年1・2回行う予定です。
    - 1 **年2回接種(春夏：5～8月、秋冬：9～12月)の方**  
…重症化リスクが高い方及びその方が集まる場所でサービス提供する方  
⇒ ①**65歳以上の方**、②**基礎疾患を有する方等**、③**医療・介護施設等従事者**
    - 2 **年1回接種(秋冬：9～12月)の方**  
…**上記1以外の方**
- ※使用するワクチンについて、春夏の接種には**オミクロン株対応2価ワクチン**を基本とすること、秋冬の接種には令和5年度の早期に結論を出すこと、が示されています。
- また、小児・乳幼児接種については、接種開始から間もないことから、現在行っている1～3回目接種を当面継続する予定です。  
なお、先日、小児用のオミクロン株対応2価ワクチンの国内利用が承認されました。令和5年度では、5～11歳向けの2価ワクチン接種を実施する可能性もあります。
  - 以上のほか、接種間隔など接種に係る詳細については、国が方針を正式決定し、内容が明らかになり次第、改めてお知らせします。
  - 本市では、令和5年度においても、引き続き円滑な接種が図れるよう、気仙沼市医師会、気仙沼薬剤師会をはじめ関係機関と連携していくほか、集団接種やコールセンター等、必要な接種体制は継続する予定です。
  - 本事業の実施に必要な経費(611,577千円)については、現在開会中の市議会に補正予算を提案する予定です。

## 第24回自治体説明会「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について」5・6頁

(R5/2/24付け厚労省健康局予防接種担当参事官室)

2/22の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で検討された今後の新型コロナワクチン接種の在り方について、お知らせする。

今後は、次回（3月上旬）厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、2/22の議論を踏まえた法令改正に係る諮問手続を経て、最終的な結論を得ることとしている。

2月22日の予防接種・ワクチン分科会では、以下の見解が示された。

**（1）接種の法的位置づけについて**

- 2023年度の**1年間**は**現行の特例臨時接種**の実施期間を延長することとしてはどうか。
- 2024年度以降に接種を継続する場合には、安定的な制度の下で実施することを検討することが適当ではないか。

**（2）2023年度の追加接種スケジュールについて**

- 追加接種可能な全ての年齢の者を対象として秋から冬（9～12月）に1回、重症化リスクが高い者等には、春から夏（5～8月）に前倒してさらに1回接種を行うこととしてはどうか。

**（3）2023年春夏の追加接種について****①接種対象者**

- 65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者に接種を行うとともに、重症化リスクが高い方が集まる場所でサービス提供する医療機関、高齢者・障害者施設等の従事者にも接種機会を提供してはどうか。

**②使用するワクチン**

- オミクロン株対応2価ワクチンの使用を基本としつつ、組換えタンパクワクチン等も使用可能としてはどうか。

**（4）2023年秋冬の追加接種について****①接種対象者**

- 追加接種可能な全ての年齢の者を対象としてはどうか。

**②使用するワクチン**

- 2023年度の早期に結論を得るよう、今後検討を進めることとしてはどうか。

**（5）公的関与規定の適用について**

- 令和4年秋開始接種の後に行う追加接種については、65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者以外の者については、予防接種法第8条（接種勧奨）及び第9条（努力義務）の規定の適用を除外することとしてはどうか。 5

## 今後の接種方針(概要)

新型コロナウイルス感染症の疫学的状況及び変異、ワクチン接種による免疫の基礎的知見、ワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえ、現時点において2023年度の接種の方針を以下のとおりとりまとめた。

### 1) 対象者

- まずは重症者を減らすことを目的とし、高齢者など重症化リスクが高い者を接種の対象としてはどうか。
- 重症化リスクが高くない者であっても、重症者が一定程度生じており、接種機会を確保することが望ましいことから、全ての者を接種対象としてはどうか。  
子ども(5歳~11歳)や乳幼児(6ヶ月~4歳)は、接種開始からの期間が短いため、あわせて接種期間を延長する。(子ども:2022年2月より接種開始、乳幼児:2022年10月より接種開始)

### 2) 接種スケジュール

- 以下の点を踏まえ、昨秋以降の接種歴を問わず、秋冬には次の接種を行うべきではないか。
  - 疫学的知見からは、重症化予防効果は接種後6ヶ月以上、死亡予防効果は接種後10ヶ月以上持続すると示唆。
  - 免疫学的知見からは、重症化予防効果等に寄与する免疫記憶は、より長期に継続すると示唆。
    - ➡ 有効性の十分な持続が見込めないと判断できる時期は接種後1年程度と考えられる。
  - 感染症の流行周期は明らかではないものの、流行開始以降、年末年始周辺に死者数や感染者数等の比較的大きなピークを認めている。
    - ➡ 少なくとも年末には接種の有効性を発揮する必要があると考えられる。ただし、特に重症化リスクが高い方等に秋冬を待たずに接種することも念頭に、今後の感染拡大や諸外国状況等を注視する。

### 3) 使用するワクチン

- 変異株についての予見は困難であり、幅広い抗体の産生が期待できるワクチンを使用することが適当。
  - ➡ 当面は広い抗原性を持った株の成分を含んだワクチン、すなわち現在使用している従来株とオミクロン株の成分を含む2価ワクチンを使用することが妥当ではないか。  
今秋以降に使用するワクチンについては引き続き検討。